

相続手続きトータルサポート<安心相続>

SORA遺言総合プラン



遺言手続きのご案内

「遺言書」は残されたご家族の生活に余計な波風を立てずにすみます。ご家族やお世話になった人たちに自分の思いを伝える「人生最後のメッセージ」です。



いままで円満に暮らしてきた親族同士が、遺産相続の問題に直面したとたん、これまでには考えられないほどに対立し、骨肉の争いを繰り広げるようになるという例はたくさんあります。

そこで残された家族が争うことなく遺産を相続するために必要なのが、分配基準「遺言」なのです。

「遺言」は法定相続に優先します。ご自身の財産を、誰に、何を、どのように分けるのかを決めることができます。

トラブルを防ぐことはもちろんのこと、感謝の気持ちを伝える役割も、遺言書にはあります。

SORA総合支援事務所では、長年にわたり培ってきた総合的な財産管理のノウハウと経験に基づき、皆様の意思を正確に残すための遺言書の作成に際してのきめ細かいご相談から、遺言書の保管、遺言執行に基づく遺産の分配を確実にサポートする「遺言総合プラン」をご提供いたしております。

争続にならない相続をご提案できるよう心がけております。

このような方に遺言書の作成をおすすめしております

相続をスムーズにする遺言書

円満に財産を遺したい方

- 配偶者や子供達に遺産の分配を決めておきたい。
- 夫婦の間に子供がいないので、配偶者に財産を遺したい。
- 先妻の子供と後妻との間で争いが生じないようにしておきたい。
- 配偶者が安心して自宅に住めるようにしておきたい。
- 認知した子どもがいるので、その子に財産を遺したい。

特別な方に財産を遺したい方

- 子のお一人に財産を承継させたい。
- 献身的に世話をしてくれた息子の嫁にも財産を遺したい。
- 内縁の妻に財産を遺したい。
- 子どもの貢献度に見合った相続をさせたい。
- お世話になった人に財産を贈りたい。
- 相続人がいないので、財産を寄付したい。

遺言書があればご家族の遺産分割協議の負担や煩雑な相続手続きを軽減することができます。

<遺言総合プラン>の流れ

お客様より遺言書作成にあたってのご相談、ご依頼から、遺言書の保管、遺言執行にともなう相続手続きの代行までお引き受けいたします。また、SORA総合支援事務所が遺言執行者になることにより、遺言書どおりの遺産分配などを確実に実現します。これにつきましては「任意」のお取り扱いとなります。

遺言書作成に関する事前のご相談

遺言者様より、遺言書のご意向等をお伺いし、遺言の内容を確定して頂き契約のお申し込みをいただきます。必要に応じて弁護士、税理士と連携して対応いたします。

遺言公正証書草案作成及び手続き

遺言書草案作成を行い遺言書の内容についてご承諾を頂きます。遺言者様に、公証センターにて公正証書による遺言書を作成していただき本プランは完了致します。以下は任意でございます。

遺言信託契約の締結（任意）

遺言執行受託契約書を提出していただき、遺言者と当社の間で契約を締結していただきます。また、相続開始の際の相続開始通知者をご指定いただきます。

遺言書の保管（任意）

公証役場で受領した公正証書遺言のうち正本を相続開始までの間当社で大切にお預かりいたします。

定期的な照会（任意）

遺言執行受託契約後は、当社から定期的に財産、相続人、受遺者、相続開始通知者の住所変更や異動の有無を照会させていただきます。

相続開始のご通知（任意）

遺言者をご逝去された場合、あらかじめお届けいただいた通知者の方から、SORA総合支援事務所へその旨のご通知をお願いいたします。

遺言の執行（任意）

相続人代表の方とご相談の上、相続人、受遺者の方へ遺言執行者に就職する旨をご連絡を申し上げます（遺言執行が著しく困難な場合は遺言執行者への就職を辞退させていただくことがあります）。

財産目録の調整（任意）

判明した**相続財産の目録**を作成し、**遺産の名義変更、登録、引き渡しの手続き**を行い遺産分割を実施いたします。

遺言執行完了報告（任意）

相続税の納付が必要な場合、ご納付いただきます（申告手続きは当社提携の税理士にご依頼していただくこともできます）。すべての手続き実施後、遺言執行終了のご報告をいたします。

遺言公正証書作成の手順

事前準備

1 遺言書の草案を考える

どのような遺言書にするか、内容を整理していきます。

2 証人を決める



証人2名以上に依頼します。当社職員も対応させていただくことがあります。

3 公証人に依頼・打合わせ

公証役場に出向き、遺言書の原案を伝えます。作成日の日時なども決めます。

4 必要書類をそろえる

公証人に指示された書類をそろえ、事前に届けます

作成当日

5 証人とともに公証役場へ行き、遺言書を作成します



遺言者が公証人の前で遺言したい内容を口述します



公証人がそれを筆記します

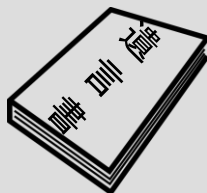


公証人が遺言者と証人の前で筆記した内容を読み上げます



内容を確認後、遺言者・証人公証人が署名押印します

6 遺言書の完成



原本は公証役場に保管され、遺言者には正本が交付されます。請求すれば謄本も交付されます。

公正証書遺言のメリットとデメリット ～遺言として一番安全で確実～

メリットは何といっても安全性と確立性にあります。公正証書であること、法的な強さを持っていることはこのような点につながります。



公正証書による遺言について教えてください。

遺言とは、一般的には、死にぎわに残す言葉というようなイメージを与えるようですが、法律でいう遺言は、必ず書面に書いたものでなければなりません。本人の声で遺言の内容を録音したものは、書面ではありませんから遺言としての法律上の効力は認められません。

公正証書遺言の場合には、公証人が十分にチェックした上で、本人の自由意思に基づく本当の気持ちを公正証書に記載しますから、あとで問題が起こるようなことはありません。遺言公正証書の原本は、公証人役場で責任をもって半永久的に保管（別に正本と謄本を遺言者に交付）しますから、遺言書が紛失したり、かくされたり、改ざんされたりする心配は全くありません。また、後になって誰かが、遺言のあることを争ったり、遺言の内容を争ったりすることが困難になります。

したがって、公正証書遺言は、最も安全で確実な遺言方式であるといえます。

(ご参考) 公証人手数料

公正証書遺言を作成する場合の手数料は相続人（受遺者）ごとに受取る財産の価額によって計算し、それを合計します。

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円超え200万円以下	7,000円
200万円超え500万円以下	11,000円
500万円超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円超え1億円以下	43,000円
1億円超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに11,000円を加算
10億円超える場合	249,000円に5,000万円までごとに8,000円を加算

※目的の価額の合計が1億円前の場合は遺言書1通につき11,000円加算

※公正証書正本又は謄本の交付手数料1枚につき250円

※公正証書遺言の枚数が4枚を超えるときは、超過枚数1枚につき250円加算

※出張による作成の場合、日当+病床執務手数料（手数料の $\frac{1}{2}$ 加算）+交通費が別途必要です。

※公証人費用等につきましては変動している場合がございますので、最新の情報を弊社担当者へご確認下さい。



S O 神戸西相続総合センター
R A SORA総合支援事務所

TEL : (078) 707-1568
FAX : (078) 707-1579

受付時間：午前9時～午後6時
※土・日・祝も承ります。

＜相続コンサルティング業務＞

相続手続・相続対策業務
遺言公正証書作成手続支援業務
遺産分割協議支援業務
遺産整理業務
海外相続支援業務

＜不動産コンサルティング業務＞

不動産売買・不動産有効活用・資産運用
宅地建物取引業 兵庫県知事（1）第11775号

〒655-0034

神戸市垂水区仲田3丁目4番16号

E-MAIL: sorajimukyoku@heart.ocn.ne.jp

Webサイト: <http://www.sorasouzoku.jp>